

京都府発明等功労者表彰規程

〔昭和 48 年 2 月 16 日〕
京都府告示第 62 号

改正 昭和 53 年 3 月 7 日告示第 126 号

改正 平成 15 年 10 月 3 日告示第 491 号

改正 平成 25 年 3 月 5 日告示第 90 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、府内の事業所、工場、商店等（以下「事業所等」という。）若しくは府内に本店がある事業所等の従事者又は府内に居住する者で、発明考案又は創意工夫により産業の振興に寄与したもの及び科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に貢献したものを知事が表彰することにより、発明考案、創意工夫の意欲向上及び科学技術の発展に資するために必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 発明考案功労者表彰は、次の各号の一に該当する発明考案した者に対して行う。

(1) 発明考案の内容が特に優秀で、その実施の効果が顕著なもの。

(2) 関連発明考案の総合効果が特に顕著なもの。

2. 創意工夫功労者表彰は、創意工夫の内容が優秀であって、事務能率の促進、作業能率の向上、製品の品質改善、コストの引下げ、販売の増進、公害及び災害の防止等に寄与した実績が顕著なものに対して行う。

3. 科学技術功労者表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 発明考案の実施の効果が顕著であり、科学技術の開発と産業の振興に著しく貢献した者。

(2) 科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に著しく貢献した者。

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、知事が別に定める委員会の委員の意見を聴いて、決定する。

(表 彰)

第4条 表彰は、毎年1回知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(そ の 他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に知事が定める。